



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表者名 代表取締役社長 石川 俊彦
(コード：9658 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
野崎 正幸
電話 03-3507-1302

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会での承認を前提として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、これに伴い「定款一部変更の件」を本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化と経営の透明性・効率性の向上を図ることにより、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除ならびに取締役会および取締役に関する規定の変更等を行うものであります。

② 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 23 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 23 日 (木)

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、10名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(新 設)	<u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
(新 設)	<u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(任 期) 第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任) 第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役との責任限定契約) 第 28 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第 29 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 29 条 当社の監査役は、6 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第 36 条 当社は、監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
	<p><u>附 則</u> <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>平成 28 年 6 月開催の第 49 回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</u></p>

以 上